

令和6年度 第1回 日野市子ども・子育て支援会議
議事録

日 時 令和6年4月18日（木）午後6時30分～午後8時30分

場 所 日野市役所5階505会議室

出席者 委 員 久米委員 山田委員 池田委員 須崎委員 高橋（則）委員
栗栖委員 土屋委員 本村委員 伊藤委員 福田委員
清水委員 宮越委員 田中委員 小田喜委員 村岡委員
大西委員 萩原委員 中田委員

事務局 村田子ども部長 飯倉子育て課長 猪鼻子育て課主幹
滝瀬子育て課長補佐 簗野子育て課係長 加藤子育て課主任
室星子育て課主事 木暮保育課長 飯野保育課長補佐
熊澤子ども家庭支援センター長 高原発達・教育支援課長
吉沢発達・教育支援課長補佐 松田福祉政策課長
株式会社名豊・糸魚川氏

欠席者 藤浪委員

傍聴者 なし

（開 会）

会 長

ただ今より、令和6年度第1回日野市子ども・子育て支援会議を開催します。本日の委員会出席状況、会議の傍聴の希望の報告等を事務局からお願いします。

事務局

本日は、支援会議の任期2年目のスタートとなりますが、委員、事務局ともに一部変更がありましたので、後ほどご紹介させていただきます。

まず、本日の出席状況ですが、藤浪委員より欠席の連絡をいただいています。現時点での出席人数は16名で、過半数を超えていることを報告します。また、本日は傍聴の希望はありません。

会 長

過半数の出席を満たしていますので、本日の会議は成立となります。
では新しい委員の方と事務局の紹介、本日の配布資料等の説明をお願いいたします。

事務局

新たに委員となられました方をご紹介します。

≪ 新しい5名の委員の方々をご紹介 ≫

続いて、事務局の新しい職員を紹介いたします。

≪ 新しい5名の事務局職員を紹介 ≫

事務局

続いて、本日の資料について説明します。まず、事前にお送りしたものが、「資料1、日野市子ども・子育てに関するアンケート調査、調査結果報告書及び調査結果の概要」です。次に、机上にご用意したものが、「資料2、日野市こども計画策定に向けた課題、こども計画策定に関わる概要」「資料3、日野市子ども子育て支援会議委員名簿」「資料4、日野市子ども・子育て支援会議事務局名簿」「資料5、令和5年度児童虐待処理件数（速報値）について」「資料6、日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドライン」「資料7、みらいくだより」「資料8－1、日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方」「資料8－2、日野市ヤングケアラー・コーディネーターチラシ」、以上の資料と、番号はありませんが「日野市子ども条例を知っているかな」というA4サイズのポスターを1枚置かせていただきました。

本会議及び資料は、日野市子ども・子育て支援会議条例施行規則第4条に基づき原則公開となり、議事録は後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で、日野市のホームページ上で公開となりますので、ご了承ください。

会 長

ただいま説明があったように、この会議は原則公開となり、傍聴や議事録も公開されます。そうしたことをも踏まえ、委員の皆様には、それぞれの発言内容を互いに尊重し、建設的な話し合いの場となるようにご協力いただき、活発に意見交換ができればと思います。次第1、会長挨拶ということで、簡単に挨拶させていただきますが、次第にあるように、今日は4つの報告事項と審議事項があります。審議事項については、前年度に時間をかけて皆で検討しニーズ調査票を作ってきましたが、その結果報告から何を読み取るか、読み取ってどういうふうに活かしていくかということが出てくるかと思います。そういったことを建設的に話し合い、議論できればと思っています。また、報告事項に子ども包括支援センター「みらいく」についてがありますが、開所式が間近に迫っており、そういった意

味でこれから日野市がどんどん前に進んでいくとともに、本会議のこの意義、重要性がますます出てくるかなと思っています。ご協力のほどよろしく申し上げます。

では、次第2、報告事項に移ります。本日は、報告事項は4点ありますので、1点ごとに質疑応答を行いたいと思います。では、事務局から報告をお願いします。

事務局

報告事項1、令和5年度 児童虐待受理件数（速報値）について報告します。資料5をご覧ください。年々増えているということで、令和5年度の速報値が1,125件、前年度は908件ですので、200件ぐらい年間で増えていることになっています。細かいところで言うと、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待など、それぞれ増えている状況になっていますが、例えば日野市は身体的虐待が多いとか、そういうことは全国的な平均からしても伸び幅はあまり変わらないのですが、全国平均からすると、日野市は身体的虐待が多かったと認識しています。

あと、通告元がないとこれらは増えていかないわけですが、日野市では小学校、中学校、保育園といったところから些細なことでも通告をしていただけるよう連携が取られているということが、一つの特徴かと思います。全小学校4年生を対象とした児童虐待防止のための出前授業を、子ども家庭支援センターの職員が行っているのですが、子どもたちに、「叩かれるなんてしつけとしてもあってはいけないのだよ、叩かれるなんて認められてはいないのだ、それは権利なのだ」という話をしています。最後にアンケートを取ると、特に虐待を炙り出したいわけではないのですが、「実は僕は叩かれているけれども、叩かれる必要はないのですね」とか、そういったことが書かれていたりします。その数が年間通して大体100件以上あって、そういったところから子どもたちのSOSもあったりして、対応するというのも一つの特徴かなと感じているところです。

会 長

この件についてご質問ご意見がなければ、報告事項2について説明をお願いします。

事務局

報告事項2、日野市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定について、説明させていただきます。資料6をご覧ください。

本ガイドラインは、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援の法律が施行され、地方公共団体は学校における医療的ケアの体制整備に取り組む必要があるとされたことから、令和5年度に日野市教育委員会医療的ケア運営協議会を組織し、協議会において令和6年3月に策定したものです。本ガイドラインでは、日野市立小中学校に在籍する日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医

療的ケア実施の基本的な考え方を示しています。このガイドラインについては、医療的ケア児の受け入れにあたり、障害の程度や状況に応じてその子どもにとって最も適切と考えられる就学先を就学相談委員会等での検討を踏まえるということになっており、就学相談委員会を仕組みに取り入れているところが日野市の特徴となっています。

令和6年度は、本ガイドラインに基づき、発達教育支援センターエールに学校派遣看護師1名を、週2日の勤務で雇用しています。令和6年4月現在、学校生活において日常的な医療的ケアが必要な児童生徒はいませんが、今後、医療的ケア児の受け入れがある場合には改めて必要な受け入れ体制を検討し、実施してまいります。

委員

私は障害者の方の自立支援協議会にも出席させていただいています。障害児の関係でケア児の対応をするという協議会もできているのですが、そこと今回報告されたこの内容とどうリンクしているのか、また、なにか有機的な情報のやり取りがあるのか、その辺を教えていただければと思います。

事務局

このガイドラインの策定に至った経過としては、障害福祉課で管轄している医療的ケア児等支援協議会での保護者に対するアンケート結果によって、入園、入学に対する不安と言いますか、そういう課題が挙がりました。発達・教育支援課もその協議会の委員になっていますので、学校入学に当たってのガイドラインを策定して、今後受け入れの体制を整備していくという経緯になったところです。

委員

障害の方の協議会とのリンクとか、関係性とかはどんな感じですか。

事務局

発達・教育支援課は、この障害福祉課の管轄する医療的ケア児等支援協議会のメンバーでもあるので、そこで連携は取っているという形になっています。この策定したガイドラインも、協議会にきちんとご報告させていただいています。

委員

大体、医療的ケアが必要なお子さんは特別支援学校みたいなところに入ると思うのですが、これは普通の学校にそういうお子さんが入学して、そこで医療的ケアを受けながら通常のお子さんたちと過ごすということなのでしょうか。

事務局

その通りです。

会 長

それでは、報告事項3について説明をお願いします。

事務局

報告事項3、子ども包括支援センター「みらいく」について説明させていただきます。資料7、みらいくだよりをご覧ください。こちらは市内の小幼保、児童生徒全てに3月にお配りし、関係機関でも配架しています。冒頭、会長のお話にもありましたが、「みらいく」のオープンが5月27日、今もその準備をしているところです。本庁2階から子育て課、保育課が「みらいく」の1階に移転し、2か所に事務所が分かれていた子ども家庭支援センターも「みらいく」の2階に移転し、エールは除いてですが、この「みらいく」の中に子どもに関する大まかなことが集まっていくことになります。

併せて3階には、乳幼児の子育てひろばと、日野市においては初の取り組みになりますが高中生世代専用のスペースを設けます。こちらについては1ヶ月ほど遅れて6月24日オープンする予定で、今準備を進めているところです。それに先立ち、5月19日午前に関所式を行います。田中会長をこの会議の代表としてご招待させていただき、午後には、一般内覧ができるように準備をしています。一般内覧は事前申し込み不要ですので、よろしければぜひご来場ください。

会 長

この件についてご質問ご意見がなければ、報告事項4について説明をお願いします。

事務局

報告事項4、ヤングケアラーの支援の取り組みについて説明させていただきます。資料8-1、8-2をご覧ください。福祉政策課では、4月からヤングケアラーを早期に発見して必要な支援につなげていくための新たな取り組みを始めました。まず、令和6年3月にヤングケアラー支援に関する市の方向性を広く示すものとして、ヤングケアラー支援のための基本的な考え方を策定しました。詳細については後ほど資料で確認いただければと思いますが、この基本的な考え方の中ではヤングケアラーの支援のための四つの柱を掲げています。

具体的には、ヤングケアラーの認知度向上、理解促進のための取り組みの推進が一つ。二つ目として相談体制の充実、三つ目として地域連携ネットワークの構築、そして最後、四つ目として、市の各分野の事業あるいは施策にヤングケアラーの視点を取り入れている

く。この四つを基本的な柱として今後の取り組みを進め、令和6年度以後の市のヤングケアラーの支援策は、この基本的な考え方に沿って取り組みを進めていきます。

令和6年4月1日から、市内の社会福祉法人へ業務委託し、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラー専用の相談窓口を開設しました。その他、市内の小中学校児童生徒を対象にヤングケアラーの実態調査や、ヤングケアラーに関する講演会、研修会などの開催も予定しています。まだ取り組みは始まったばかりですが、今後はこのヤングケアラーコーディネーターが中心となって、様々な関係機関と連携し協力をいただきながら取り組みを進めていく必要があると考えています。

本日は、このヤングケアラーコーディネーターを担っていただく方にお越しいただきましたので、ご紹介したいと思います。

《 ヤングケアラーコーディネーターよりあいさつ 》

ぜひ委員の皆さんに、顔と名前を覚えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

資料9頁のヤングケアラーコーディネーターの役割イメージ図を拝見すると、なんとなくその支援の体制はわかるのですが、例えば実際にヤングケアラー、知っているお子さんで実際にお母さんのケアをしている人がいるのですが、そのケアを受けているお母さんが他の人からの手助けに対してのオファーを断っているような状況の場合、周りの人はどうやって実際の支援につなげていけるのかを教えてくださいたいと思います。

事務局

ヤングケアラーと思われるお子さんがいても、その親御さんが支援を拒否される場合、当然そういったケースも想定されます。むしろ、ヤングケアラーの問題というのは、家庭内の非常にプライベートな問題であるためなかなか表面化しづらく、ご家庭でもそのお子さんをいわゆるケアを担う一人として考えていますので、そういった支援を受けることを拒否されるケースも当然想定されます。ヤングケアラーコーディネーターは、関係機関やその地域の方がヤングケアラーと思われるお子さんを発見したら、そういった情報をまずは集約して、実際にそういった方に対してどういった支援ができるか、場合によってはどういったアプローチができるか、そうしたことも含めて関係者を集めて検討する、そのハブになる人材だと考えています。ぜひ、関係者の皆様には、そういった方を見かけたら、まずはヤングケアラーコーディネーターに情報をお寄せいただければと思っています。

委 員

では、ひとまず情報提供さえすれば、その先は専門の方々が色々やっただけという認識でよろしいでしょうか。

事務局

はい、その認識で結構です。

会 長

では他に質問、ご意見がなければ、次第3、審議事項、次期計画策定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

審議事項の（1）次期計画策定について、説明させていただきます。資料1をご覧ください。こちらはニーズ調査の結果報告書ですが、かなり膨大なデータですので併せて対象区分ごとにポイントとなる部分を抜粋した調査結果の概要版をお配りしています。まずは名豊さんから、調査結果についての説明をしていただきます。その後、次期計画を策定する上での課題、今後の流れ等を私から説明させていただきます。

事務局

資料1、ニーズ調査結果報告書の冊子と概要版をご覧ください。冊子にはグラフ等がありますので、こちらの方が結果について見ていただけるのではないかと思いますので、冊子を基に主だったところを説明させていただきます。

まず3頁、就学前児童保護者への「子育てで不安や悩みを抱えているか」の問いについて、「悩みや不安がすごくある」という方が15.9%、「少しある」という方が69.2%で、併せて85.1%の方が子育てに不安や悩みを持っているという現状が出てきました。さらに4頁の問い「子育てに関して日常悩んでいることはどのようなことか」では、「食事や栄養」「子どもの発育・発達」「教育」に関する悩みや不安が多いということがわかりました。さらに、5頁の問い「産後に不安や負担は感じましたか」では、「不安や負担を感じた」割合が75.8%と、非常に高いことがわかりました。さらに7頁の問い「産後にどのような支援を受けたかったか、受けたいですか」では、宿泊サービスが57.1%、育児技術指導が23.6%と、こちらに対しての需要が高いことがわかりました。14頁では保護者の就労形態についての結果が出ていますが、母親の就労状況ではフルタイムで勤務している割合が33.2%と、前回5年前の調査と並べて高く上昇していることがわかります。24頁の「お子さんが生まれた時に育児休業制度を取得したか」という問いでは、母親が取得した割合が前回の44.7%に対して今回は58.8%。父親が取得した割合が前回4.60%に対して今回は19.3%と、育児休業の取得率が上昇していることがわかります。

続いて 72 頁の「あなたは子育てをしていて、子どもの気持ちを聞くように意識したことはありますか」という問いでは、「常に意識している」が 71.1%、「時々意識している」が 26.8%と、合わせて 97.9%が意識しているという結果になっています。続いて「あなたは子ども条例を知っていますか」という問いでは、「名前は知っているが内容は知らない」が 45.5%、「名前も内容も知らない」が 37.4%、合わせて 82.9%と認知度については低い現状だということがわかりました。さらには、75 頁の「子どもを育てる環境として何を重視しますか」という問いでは、「安全に生活できること」が 65.7%、「自由に伸び伸び遊べる場所」が 54.7%という結果となりました。

続いて、76 頁からは小学生児童の保護者へのアンケート結果ですが、こちらも主だったところを説明させていただきます。76 頁の「あなたが子育てをしていて不安や悩みなどありますか」という問いについては、「悩みや不安がすごくある」が 21.6%、「少しある」が 64.5%と、合わせて 86.1%の方が悩みや不安を抱えています。この割合というのは、就学前児童の保護者とおおむね同じ傾向の回答結果です。続いて 82 頁では保護者の就労形態を聞いていますが、母親のフルタイムでの就労の割合が、前回調査の 26.6%に対して今回 34.3%と、フルタイム勤務率が上昇していることがわかります。続いて 90 頁では、前の問いで「この 1 年間に宛名のお子さんが病気や怪我で学校を休まなければならないことがあった」と回答した方に、「どのような対処をしたか」を聞いたところ、「母親が休んだ」ケースが 69.6%、「父親が休んだ」ケースが 33.8%トという結果が出ています。

続いて 119 頁では、「あなたは子育てをしていて、子どもの気持ちを聞くように意識したことはありますか」という問いに対し、「常に意識している」が 60%、「時々意識している」が 36.8%、合わせて 96.8%と、こちらも就学前児童保護者とおおむね同様の結果が出ています。次いで、「あなたは子ども条例を知っていますか」という問いについて、「名前は知っているが内容は知らない」が 49.3%、「名前も内容も知らない」が 34.5%、合わせて 83.8%と、就学前児童保護者と同様に認知度が低い現状にあることがわかりました。次いで 122 頁の「子どもを育てる環境として何を重視しますか」という問いでは、「安全に生活できることを重視」が 67.9%と、こちらも就学前児童の保護者と同様に 6 割を超える形で、安全に生活できることを重視しているというがわかりました。

123 頁からは小学生 5 年生本人に対してのアンケート結果ですが、「あなたは学校にいる時間が楽しいですか」という問いでは、「学校が楽しい」が 45.6%、「どちらかと言えば楽しい」が 38.4%と、合わせて 84%パーセントが楽しいという結果でした。129 頁の「あなたは今悩んでいることや心配なこと、困っていること、誰かに相談したいと思ったことがありますか」という問いでは、「悩みや相談事がない」が 54.5%と最も高く、悩みとしては、「勉強」が 18.9%、「友達」が 11.5%、「学校のこと」が 8.9%という回答が出ています。続いて、130 頁の「あなたは自分のことについてどう思いますか」

という問いで、まず「自分には良いところがあると思うか」という自己肯定感の質問では、「自分には良いところがあると思う」が41%、「どちらかと言えばそう思う」が39.6%、合わせて80.6%が自己肯定をしているという回答結果が得られています。そして「将来の夢や目標があるか」という問いでは、「そう思う」が57.3%、「どちらかと言えばそう思う」が24.9%、合わせて82.2%が将来の夢や目標を持っているという結果でした。続いて132頁「あなたは子どもの権利を知っていますか」という問いでは、「安心していられる場所がある」が70.3%、「いじめや虐待を受けない」が64.72%、「学んだり遊んだり休息をする」が62.5%と、これらが子どもの権利としての認識度が高いことがわかりました。

134頁からは、中学生2年生本人に対してのアンケート結果です。「あなたは自分のことについてどう思いますか」という問いで、小学5年生本人と同様に自己肯定感について聞いています。「自分には良いところがあると思う」が37.4%、「どちらかといえばそう思う」が36.6%と、小学5年生と比べ若干下がってはいますが、合わせて74%が自己を肯定している結果でした。「自分には将来の夢や目標があるか」という問いでも、「ある」が31.1%、どちらかと言えばそう思うが29.8%と、こちらも小学5年生と比べると若干下がってはいますが合わせて60.9%が「ある」という回答でした。145頁では「日野市の子ども条例についての認知度」を聞いていますが、「名前は知っているが内容は知らない」が28.3%、「名前も内容も知らない」が61.1%、合わせて89.4%が知らないという、認知度が低いことがわかりました。また、「今の生活についてどう思うか」という問いでは、「満足」が36.7%、「まあまあ満足」が41.9%と、合わせて78.6%が「満足」という結果がでています。

148頁からは高校2年生相当に対してのアンケート結果です。151頁で「あなたは親や先生など周りの大人にもっと自分の意見を聞いてほしいと思いますか」という問いに対し、「思う」が31.5%、「思わない」が31.2%、「どちらとも言えない」が35.8%と、回答が分かれた結果となりました。続いて163頁の「将来のことを考えた時に、どのようなことを不安に思いますか」という問いでは、「ちゃんとした収入を得て生活できるかどうか」が62.4%と最も高く、次いで「やりたい仕事が見つかるか」が48.7%、「社会人として周囲とうまくやれるか」が41.6%という結果が出ています。「結婚についてどう思いますか」という問いでは、「どちらでもいい」が34.4%、「無理にする必要はない」が31.2%、「した方がいい」が27.2%という結果になっています。「今の生活についてどう思うか」の問いでは、「満足」が49.5%、「どちらかといえば満足」が40.5%と、90%が「満足」という結果でした。

171頁からは18歳から39歳までの若者に対してのアンケート結果です。「あなたは自分の暮らしに満足していますか」という問いでは、「満足している」が37.3%、「どちらかと言えば満足」が45.4%と、80%を超える方が満足という結果でした。

187 頁からは子育て関連事業所、事業者団体に対してのアンケート結果です。「子どもや親と接するなかで、親が子育てでどのような悩みや問題を抱えていると感じるか」の問いでは、「発育・発達に関すること」が80.6%と最も多く、次いで「しつけの仕方が分からない」が55.6%、「食事や栄養に関すること」が52.8%、「登園しぶり、不登校」が47.2%という結果となりました。また、「児童虐待が大きく問題となっている中で、虐待の背景、原因・要因は何か」という問いでは、「しつけと虐待の違いへの理解不足」が69.4%、「核家族化の進行」が69.4%、「親のストレス」が66.7%、「地域の人間関係の希薄化」が63.9%、「父（母）親の長時間勤務による母（父）親の孤立化」が52.8%という結果が出ました。また、「児童虐待防止への必要な取り組みは何か」という問いでは、「日常的な育児支援サービスの充実、相談機能の強化」が50%、「育児不安への早期対応」が41.7%と、関連機関との連携や子育て支援の仕組みについての強化が取り組みとして必要であるという意見が挙がっています。

201 頁からは市内の企業に対してのアンケート結果です。「子育て世代が働きやすい環境づくりの実態や今後の意向について取り組んでいること」という問いでは、「育児休業の取得、職場への復帰しやすい環境づくり」が66.7%、「有給休暇の取得促進」が63%、「妊娠中及び出産後の配慮」が59.3%という結果が出ています。「今後取り組む可能性があると思われる内容」という問いでは、「インターンシップや中学生等の職場体験、事業所見学、子ども向けの業務PR誌づくり」が48.1%、「地域活動へのサポート」が29.6%という結果が出ています。アンケート結果の報告は以上です。

事務局

それでは、資料2-1をご覧ください。こちらは今後策定を行う「仮称・日野市こども計画」について、現状と課題、計画策定の流れをまとめたものです。事務局の考えを長々と説明するのではなく端的に説明させていただき、委員の皆様のご意見をいただければと思います。まず、現状と課題の報告の前段となるのですが、令和5年12月に国がこども大綱を策定しました。こども大綱においては、基本的な方針として、子ども、若者、子育て当事者の視点を尊重すること、意見を聞き、対話することが施策の推進において求められるとなっています。こちらについては日野市の子ども条例と通じるものがありますが、今後、子ども、若者の権利を擁護し、保障するということは政策を推進するための一つの大きなテーマと位置付けられていると考えます。また、先ほどアンケート結果の説明にもありましたが、日野市子ども条例の認知度は全体的に低い傾向にありましたので、周知啓発は一つのテーマと考えていますので、資料でも最初に記載させていただきました。

それでは、子ども・子育てに関する現状と課題について説明します。まず一つ目の課題として、子育てしている親の悩みについてですが、アンケートの中では、「子育て中の親は、子どもの声に耳を傾け、子育てに喜びを感じているという」結果であったものの、一方で、「発育・発達や教育について悩みを抱えている割合が増えている」という結果が出

ています。二つ目が、気軽に利用できる支援サービスの充実についてです。こちらについては、支援サービスの需要としては、宿泊サービスや育児技術指導への需要が高いというアンケート結果が出ています。また、相談窓口の利用においては、相談しやすい環境であったり、アクセスのしやすさというものがアンケートの上位に上がっています。三つ目は、保育ニーズについてですが、保育サービスについては、サービスの充実や育児支援の休暇等の制度が進んで子育て世帯は様々なサービスを利用できるようになった反面、フルタイム勤務の親が増加。子育てを手伝ってもらえる親族、知人等が減っていることによって仕事と育児の両立に苦慮しているというアンケート結果が出ています。四つ目は、環境整備についてですが、市に求める施策に関するアンケートの中で、安全に暮らせるまちづくりであったり、学びの場、遊びの場を求める声、経済的援助を求める意見が多くありました。五つ目は、複合的な課題を抱える家庭への支援についてです。こちらについては、子育て支援を行う団体や事業者へのアンケートの中で、困難を抱える子どものいる家庭については世帯全体への支援が必要だという意見や、関係機関との連携による早期発見、早期対応が求められているというアンケート結果が出ています。

以上のアンケート結果の中から、こども計画の策定に向けての課題としてまとめたものが、「身近な地域で気軽に相談できる相談窓口機能の整備」「子育て世代のニーズに対応した保育・教育サービスの充実」「様々な理由で困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に把握し、支援する体制の構築」の三つです。

続いて、資料2-2をご覧ください。こちらは昨年第3回会議資料の再掲ですが、改めて計画策定の流れを簡単に振り返らせていただきます。今回策定を行うこども計画については、こども基本法に基づいて一体的に策定することができると定められています。子ども・若者政策について横串の横断的な計画を策定することで、各機関とのネットワークの構築のしやすさであったり、年齢や家庭環境に左右されない、切れ目のない支援につながるものと考えています。

計画策定にあたっては、先ほどご説明したアンケート結果や、子育て現場で抱えている課題、国が作ったこども大綱などを勘案して策定するという流れで進めていく予定です。なお、資料2-2にある「子どもの貧困対策支援法に関する子どもの貧困対策」については、現在、市の方針が計画期間途中のため、当面は策定予定のこども計画と並行して取り組みを推進していく予定になっています。

次に、資料裏面の体系図案をご覧ください。こちら、昨年第3回会議でお示ししたものをベースに、一部アンケート結果等を受けて言い回し等を変えています。現在のひのっ子すくすくプランを継承しつつ、課題解決に向けて目標、方針を設定していくというものになります。なお、基本理念については、目標、方針がある程度固まりましたら、その目標であったり、日野市子ども条例の基本理念等を基に計画の基本理念を考えたいということで、現在は空欄という形にしています。体系図の主なポイントとしては、こども大綱でも挙げられているのですが、「ライフステージに応じた切れ目のない支援」を目標の

一つ目に定め、その他、アンケートで浮き彫りになった課題の対応に重点を置くという形にしています。また、新たに若者への支援についても、計画の中で包括するものとして、合わせて、子どもの権利を尊重することを実現するために、取り組みを計画の中に位置づけている形にしています。

今後の計画策定のスケジュールですが、今後、計画策定の目標体系、基本理念のほか、体系に紐づく施策の位置付け、量の見込み等を整理し、今年の10月に素案を策定し、パブリックコメントを経て、年度中の計画の完成を予定しています。また、取り組みの中で、今回実施したアンケートでは不十分であった部分について、子ども・若者へのインタビュー等を通じて新たに情報を得るような、計画に盛り込む形を予定しています。本日は委員の皆様、アンケート結果から見えてきたものについて、ご意見等いただければと思います。

委員

アンケート調査結果の報告の中で、小学校5年生に対してだけ、子ども条例について知っているかの問いがなかったように思います。私は1番下の子どもが6年生になりますが、その経験からして、やはり守られるべきというか、そういう知識を知っていた方が良さそうな年齢というのは小学校なのかなと。自分の自我が芽生えて、親に対しても自分の気持ちををはっきりと伝えられるようになる頃ですが、体の発育が途上で、こういう言い方はあれですが力で親に対抗できないような、そういった年齢が小学生なのかなと思います。そういった子どもたちに、このような条例があるということを知るにはとてもいい機会だったのではと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局

小学校5年生については、報告書で言うと13頁をご覧いただきたいのですが、子ども条例を知っていますかとは聞かず、子どもの権利を知っていますかというように聞いています。前回の会議でも少しお話したのですが、中学生には小さいポケット版の子ども条例を配布していますが、小学生には配布までは至ってはいません。条例を知っていなくても権利を知っていることが本来大事なかなというところもあり、小学校5年生については、条例を知っているかではなく権利を知っているかという問いにした次第です。委員のおっしゃるように子どもの権利を知ることは本当に大事なことで、聞き方を変えて問いを作ったものです。

委員

そうすると、中学生にならないとこの子ども条例ポケット版を手にはしないということになると、その権利を知ることも難しいのかなと思いました。この子ども条例ポケット版を、今後小学生にも配布してあげることはできないかなと思いました。

事務局

今ご意見いただいた内容ですが、計画の中でも位置付けを考えているものとして、子ども条例の推進というところで、今後、市の方でも子どもの権利の周知啓発については取り組みを進めていきたいと考えています。いただいた意見の通り、ポケット版は中学1年生に配布しているので、それより低年齢のお子さんについても周知が必要になっていくと思います。具体的な話までは至っていないのですが、もう少し小さなお子さんにも分かりやすいような形で条例の内容を知ってもらえるよう、啓発・周知に取り組んでいきたいと考えています。

委員

ちょうど昨日、今日のところで改正生活困窮者自立支援法が閣議決定されたということで、来年の4月からの施行と聞いていますが、その中の柱として生活保護受給世帯のお子さんへの就学援助的なものが持ち出されています。先ほど貧困対策支援法との絡みというお話もありましたが、ぜひ、生活保護世帯の特に中学2年生のお子さんへ、生活保護ケースワーカーからの指導というか大体お子さんにケースワーカーさんが会えていないという状況があるのも分かるのですが、改正生活困窮者自立支援法でもその点が今回示されましたので、ぜひ何らかの形で盛り込んでいただければいいと思います。ご検討をよろしくお願いします。

事務局

計画策定の中で、困難を有する子ども・若者・家庭への支援というところで当然、貧困、家庭での貧困という部分は入ってくると思いますので、今いただいたご意見等も計画の方に活かしていければと思います。

委員

アンケート結果がすごく参考になって、よく読ませていただいたのですが、小学5年生と中学2年生と高校2年生相当のところで自己肯定感についての問いがあったかと思います。先ほどの説明では、小学校5年生は合わせて80.6%が「自分には良いところがある」との回答結果でしたが、気になるのは、「どちらかと言えばそう思わない」「そう思わない」という子が合わせて18.5%、自己肯定感を持ってない小学校5年生が要するにクラスに2割いるこの現状がちょっと驚きでした。中学校2年生になると少し減って16.7%、高校2年生相当になると14.3%と徐々に減ってはいるのですが、1番気になるのは、小学5年生がなぜこんなに、18.5%の子どもが自分に良いところがあると思えないのか、ここはもう少し注目していただきたいなと思いました。

会 長

今のご意見について、何か他からも含めて読み取れるところがあれば、お答えできる範囲でいいのでいかがですか。

事務局

小学5年生については、自己肯定感以外にも、例えば学校にいる時間が楽しいですかという問いでも必ずしも全員が全員楽しいという回答では当然ありませんでした。そうした事実について、すぐにそれに対しての直接的な支援という形ではないのですが、計画の中の事業や施策で活かしていった、自己肯定感を高めることに繋げていければと思っています。実際に、こども大綱の方でも個人、個性の尊重や、子ども・若者の最善の利益を図るということを目指して謳っていますので、もう少し分析させていただき、計画に活かせればと思っています。

委 員

私もこのことに関しては、すぐにどうにかなる問題ではないと思います。根深い問題だと思うので、教育の根本に関わるような、日野市の教育はこれでいいのかというところから考えなければいけないのかなと思います。こども計画において、これをどうこうする策を急に講じることは、今はまだ考えなくていいのかなとは思いますが。

会 長

他はどうでしょうか。今のご意見のように、色々と読み取り方や様々な分析の仕方があると思いますので、そういうことも含めて色々と参考にはなるとと思いますので、ご意見を聞かせていただければ。

委 員

アンケートを大変興味深く見させていただきましたが、私自身、小学校低学年の子と幼稚園児の子がいてフルタイムの勤務です。フルタイム勤務の方が増えているという現状で、お母さんの出勤時間の問いでは8時台が多かったのですが、私は職場が遠いため子どもを朝5時半に起こして実家に連れて行ってから6時台に出勤して、結構それを平日フルでやっていたり、夜勤をやったりもします。お願い事項みたいになってしまうのですが、子育て中のお母さんたちの相談の窓口を、平日の昼間の時間帯が多いとは思いますが、フルタイム勤務が増え、お母さんたちが相談したい時間帯が夕方や土日であることが増えてきているのではと思います。その辺の時間帯に相談窓口を設けていただくと、有効的に活用しやすいのかなと思います。子どもたちの放課後の過ごし方のアンケートを見ても、子どもたちがどうやって過ごすのかが結構お母さんたちの悩みの種だったりするのかと、私自身もそうなのですが思います。朝はボランティアの方が通学路に立って

くれていることも多く、安心して1年生の最初から一人で行かせています。毎朝同じ方が、立ってくれて子どもたちが安心して登校できるという現状を、すごく肌で感じています。夕方の時間にも、公園や遊び場、通学路で、例えばお散歩がてら見守ってくれる腕章をつけたパトロールのような方がいてくださると、公園で子どもたちが過ごしやすかったり、何かあったら腕章をつけた人に助けを求めるのだよって言えるのかなと思います。そういったところで安心して過ごせるように、通学路とかそういうところにも目を向けていただけると嬉しいなと思いました。

会 長

これは審議事項ではありますが、今日この場で全てを決めるということではありません。先ほど事務局から話がありましたように、計画策定スケジュールに則ってこれから進めていきますので、新たな委員の方もいらっしゃると思いますので、様々な視点で分析していただき、ご意見を会議でお聞かせいただければと思います。時間もまだありますので、他に質問やご意見がありましたらお願いします。

委 員

保育園で保育補助の仕事をしている方と話をしたときに、トイレトレーニングを保育園だけで頑張っても、結局家でもやってやらないとなかなか取れないのだよねという話を聞きました。そうなのかと思っていたのですが、このアンケートを見て、朝7時や8時に出勤して夜の7時8時に帰宅していたら、そういう余裕もきつくないのだろうなとすごく感じました。家でできることをやってあげたいのだろうけど、それができない状況を、じゃあ社会でどういうふうにしてあげたらいいのかということを、このアンケートを見ながら考えたところです。

委 員

アンケートをととても興味深く見させていただきました。52 頁の病児・病後児保育について感じていることについての問いに注目したのですが、4月に新たに保育園に入園して、発熱したり感染症とかのお子さんもうっしょやと思います。「子どもの負担が大きい」と感じる方が 51%ということで、ご両親や親戚の家が近い方はいいのですが全く協力してくださる方がいない場合はどうなるのか、市ではどのように考えているのか、気になったので伺います。

事務局

保育の病児・病後児保育については、市内でもいくつか施設があります。ただ、やはり限られている施設で、登録制とか色々ありますので、なかなかすぐに利用できないという現状があります。社会もだいぶ変わってきて、子どもが病気の時に会社が休みやすい環境

には段々なってきてはいますが、一方でそういった方ばかりではありませんので、そういったことも、この計画を作るにあたって取り込んでいかなければいけないと思っています。今後の参考にさせていただきたいと思います。

会 長

他にご意見等がないようでしたら、先ほどお伝えしたように、意見、感想等ありましたら、次回の会議の場や直接事務局へ伝えていただければと思います。それでは次第4、その他ですが、事務局から何かありますか。

事務局

日野市子ども条例について、いくつか報告させていただきます。前回の会議でも少しお話しし、メールでも情報提供させていただきましたが、現在、子ども条例委員会の設置に向けて公募市民の募集をしている最中です。前回の会議で、公募市民の募集要件を年齢18歳以上とお話しましたが、日野市子ども条例では「市民」の定義を「子どもを含む市に関わる全ての人」としていますので、年齢条件は設けず募集をしています。応募期間が4月22日までとしていますので、もし委員の皆様でご興味のある方や、お知り合いに関心のある方がいらっしゃいましたら情報提供してご応募いただければと思います。

次いで、子ども条例の啓発についてですが、こちらアンケート結果の通り、まだまだ周知が不十分であり、啓発活動を充実させていこうと考えています。前回の会議でいくつか子ども条例の啓発について皆様からごアイデアをいただきました。まずは取り組みやすいところからということで、本日お配りした「子ども条例を知っているかな。子ども条例ってなんだろう。」というポスターを、いくつかの児童館に試験的に掲示しています。こちらの掲示を見て、子どもたちがもし、「子どもの権利って何」みたいな話をしたり、児童館の職員に質問したりご家庭に戻って話すきっかけになればと思っています。こういった掲示物での取り組みの他に、6月29日には日野市の子どもオンブズパーソンの方を講師に、子どもの権利、人権についての講演会の開催を予定しています。詳細については後日広報でお知らせしますが、皆様にもメール等で情報提供できればと思います。その他、「若者とまちの未来について考えるワークショップ」の実施や、前回の会議でご提案のあった、学校に協力いただいてのタブレットを通じた啓発等の取り組みを順次実施していければと考えています。

会 長

ありがとうございます。それでは、事務局から次回の日程の確認をお願いいたします。

事務局

次回、第2回の会議については、6月24日の月曜日、午後6時半からの開催を予定しています。次回から会場が変わり、子ども包括支援センター「みらいく」3階にある多目的室を利用して会議を開催します。近くなりましたら、改めてご案内をさせていただきます。

会 長

それでは、以上を持ちまして本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉 会)